

～私立小中学校に通われている児童生徒の保護者の皆さまへ～

## 宮崎県私立中学校等修学支援実証事業について

- 制度の概要  
私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援の一環として、「宮崎県私立中学校等修学支援実証事業」により、対象となる世帯の授業料の支援を行います。  
※この事業の実施期間は2017年度から2021年度までの予定です。
- 受給要件（令和3年7月1日時点で次の資格を満たす世帯が対象です。）
  - 宮崎県内に設置されている私立の小学校及び中学校に在学していること  
※令和3年7月1日時点で休学している場合は、原則対象外です。
  - 保護者等全員の年収合計が、400万円未満のご家庭であること  
※保護者等とは、親権者全員（親権者がいない場合は未成年後見人又は児童生徒の生計を維持する者）、同居の祖父母、左記の者以外に授業料を負担する者のことです。  
※保護者等のうち同居の祖父母については、実質的に同居していることをもって判断します。その要素として「①親権者の課税証明書に同居老人の記載がある。②同一の家屋に住み、生計を共にしている。」が想定されます。  
※年収合計400万円未満の具体的な基準は、所得金額の合計から所得控除合計等を差し引いた額の合計が140万円未満（ひとり親控除の適用がある場合は143万円未満）であること。
  - 保護者等全員の保有資産額の合計が、600万円以下であること
  - 文部科学省が実施するアンケート調査（場合によってはヒアリング調査）に協力すること  
※アンケート調査の項目はやや多めです。調査に協力いただけない場合は支給の対象となりません。
- 交付額（学校が代理受領し、授業料が減額されます。）  
児童生徒1人につき、授業料額を上限として最大年額10万円支給されます。
- 申請に必要な書類
  - ① 「私立の小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書」  
※「国内収入のみ」・「国外収入あり」のうち、該当する様式を用いてください。
  - ② 保護者等全員の令和3年度所得課税証明書（全部事項が記載されているもの）  
※保護者の方が前年の1月～12月に日本国外での収入がある場合、海外での収入を証明できる書類（政府機関、企業の発行する公的な書類）を提出してください。
  - ③ 保護者等の保有資産額が確認できる書類（例）預貯金等の通帳の写し等
  - ④ 誓約書
  - ⑤ 調査票（私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の意識調査）

※その他、必要な書類の提出をお願いする場合があります。
- 申請方法  
上記の①申請書、④誓約書、⑤調査票については、学校を通じて配布されます。  
②・③については各家庭で御用意いただき、①～⑤の全てを各学校が定める提出期限までに御提出ください。
- 留意事項
  - ※ 保護者等が海外で所得がある場合の所得証明書等が現地の言語で記載されている場合は、申請者本人が日本語に翻訳したものを添付し、提出してください。
  - ※ 調査票については、回収用封筒に入れて密封し、学校名・学年・児童生徒氏名を記入してから学校へ提出してください。なお、調査票は学校や県では開封せず、そのまま文部科学省に送り、内容確認が行われます。記入漏れ等がある場合は、再度調査票を記入して提出していただくこととなりますので御注意ください。また、この調査にご協力いただけない場合は支給の対象となりませんので、予めご了承ください。